

令和 8 年度  
沖縄県自動車税納税通知書等作成等業務  
委託仕様書

令和 7 年 11 月  
総務部税務課

# 令和8年度沖縄県自動車税納税通知書等作成等業務委託仕様書

## 1 目的

沖縄県の自動車税に係る金融機関収納、郵便局収納、コンビニエンスストア収納及びモバイル電子決済による収納、地方税統一QRコードに対応した収納（以下これらの収納を「県税収納」という。）を実施する上で必要となる次に掲げる納税通知書等の作成その他の業務について、委託契約を締結する。

- (1) 納税通知書等の印刷及び印字
- (2) 納税通知書等の名寄せ
- (3) 納税通知書等の封入及び封緘
- (4) チラシ等の作成及び封入
- (5) 納税通知書等の納入場所への納品又は局出し

## 2 委託契約の前提条件

沖縄県（以下「甲」という。）が次の(1)又は(2)に掲げる事務が必要であると判断した場合は、業務受託者（以下「乙」という。）は甲と協議の上、履行するものとする。

- (1) 令和7年度中に納税通知書等様式及びバーコード（GS1-128バーコード）の作成品質を検証するため、次に掲げるテストを実施し、読み取りテストに必要となる印刷業務、印字業務及び納税通知書等作成業務（これらの業務によるテスト書面は、帳票ごとにそれぞれ約200枚とする。）を乙の負担により行う。

なお、各テストでエラーが生じた場合には、当該エラーが解消できるまで、印字テストを繰り返し、乙の責任において令和8年3月末日までに終了させるものとする。

- ア 金融機関におけるOCRの読み取りテスト
  - イ 各コンビニエンスストア本部機器による連続読み取りテスト
  - ウ コンビニエンスストア店舗でのPOSによる読み取りテスト
  - エ その他甲が委託契約の目的を達成する上で必要となるテスト
- (2) 甲、乙及び収納代行業者の三者間で行う納税通知書等の詳細なレイアウトの調整を行うこと。

## 3 委託業務の概要

甲が、乙に委託する令和8年度沖縄県の県税納税通知書等作成等業務は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、別紙1による規格及び仕様によって納税通知書、はがき、封筒及びチラシ等を作成する。ただし、税制改正等により、仕様の変更が必要な場合は、甲の指示に従い仕様変更を行う。

- (2) 乙は、甲が提供する印字データに基づき、(1)で作成した納税通知書等の所定の箇所に印字する。この場合における印字のためのプログラムは、乙が作成すること。
- (3) 乙は、印字した納税通知書等をカッティングし、チラシとともに、封筒に名寄せ作業を行った後、甲の指示する内容により封入封緘を行う。
- (4) 乙は、甲が指定した郵便局に局出し、又は県税事務所等へ納品する。
- (5) 乙は、受託した業務を正確かつ迅速に行うこと。また、この業務の受託により知り得た事柄については、一切他に漏らしてはならず、いかなる事故も起きないよう、保管、管理等業務の遂行には十分留意すること。

#### 4 委託業務を執行する上での留意事項その他の仕様

##### (1) 納税通知書等印字プログラム作成

乙は、甲が提示する納税通知書等レイアウト及び納税通知書等データファイルレイアウトに基づき、納税通知書等、印字プログラム及び封筒を作成すること。

##### (2) 印字データ媒体

USBメモリとする。

##### (3) 納税通知書等作成スケジュール

納税通知書等の作成等のスケジュールは、別紙2のとおりとする。

##### (4) 印刷用紙及び封筒の仕様

納税通知書等のレイアウト調整におけるコンビニエンスストア収納対応分については甲、乙及び収納代行業者が行うものとし、その他については甲及び乙が共同で行う。

##### (5) 印字データ媒体の引渡し及び返却

甲は、印字データ媒体を沖縄県総務部税務課内において乙へ引渡す。甲は、印字データ媒体の引渡しに当たり、乙が使用している受領書及び返却書等を取り交わし、甲及び乙の双方が保管するものとする。

##### (6) 公印印影の印刷

公印印影を印刷する場合は、甲が使用している公印印影印刷条件書を取り交わし、乙は当該条件書で提示された公印印影を正確に印刷するものとする。

##### (7) 納税通知書等の印字

納税通知書等の印字は、印字データを郵便カスタマバーコードで並び替え、順次処理を行うこととする。

##### (8) チラシの作成

乙は、納税通知書等に同封するチラシを作成するものとし、その内容について、甲と調整することとする。

##### (9) 納税通知書等の紙折、裁断及び封入封緘

ア 印字された納税通知書等の紙折、裁断及び封入封緘は連続して行い、1箱又は1区分ごとに順次処理すること。この場合の処理方法の詳細については、甲と調整すること。

イ 納税通知書等は、宛名及び郵便カスタマバーコードが上になるように折ること。

ウ カッティングに当たっては、左右及び上下のカットラインをミシン目から外れないよう十分注意すること。

エ　自動車税において、複数台保有者の納税通知書等は、名寄せ作業を行い、同封すること。

オ　甲が指示したチラシ等を同封すること。

**(10) 印刷漏れ及び重複への対応**

納税通知書等のプリンター掛け替え時等に発生する恐れのある印刷漏れやテスト印刷等による重複印刷は十分注意すること。

**(11) 未使用納税通知書等及び封筒の処理**

余った未使用納税通知書等及び封筒は、甲に対し引き渡すこと。この場合における納税通知書等については、カット等の処理をせずに引き渡すものとし、封筒については、封筒上部を開封した状態で沖縄県総務部税務課に納入すること。ただし、他の方法による保管等が適当な場合は、甲及び乙が適宜調整した上で決定するものとする。

**(12) 納税通知書等の局出し及び納品**

乙は、封入封緘した納税通知書等について、甲と調整後に、局出し又は別紙3の県税事務所等に納品するものとする。

**(13) 印字ミス、破損・汚損納税通知書等の処理**

印字ミス又は破損・汚損があった納税通知書等については、乙が、情報が漏洩しないよう裁断処理等を行い、破棄するものとする。

**(14) その他の事項**

(1)から(13)までに定めるもののほか、委託業務に関し必要な事項は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。